

「被災小規模事業者再建事業」に係る事務局の公募要領

令和2年2月
経済産業省
中小企業庁

経済産業省では、令和元年台風第19号、第20号及び第21号により被災した事業者について、小規模事業者が取り組む事業再建に向けた取組に係る経費の一部を補助することにより、小規模事業者の事業再建を図ることを目的とした事業（以下「被災小規模事業者再建事業」という。）を実施する事務局の公募を行います。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載しております。応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

公募要領目次

I. 「被災小規模事業者再建事業」事務局公募要領

1. 総則
2. 業務内容
3. 予算額等
4. 応募資格
5. 応募の方法について
6. 選定基準について
7. 審査の実施
8. 交付決定等

II. 「被災小規模事業者再建事業」事務局運営業務の概要

1. 業務の目的
2. 業務内容

I 「被災小規模事業者再建事業」事務局公募要領

1 総則

「被災小規模事業者再建事業」事務局運営業務に係る公募の実施については、この要領に定めます。

2 業務内容

本業務の内容は、別添1「『被災小規模事業者再建事業』事務局運営業務の概要」のとおりとします。

3 予算額等

本業務を遂行するのに必要となる予算額は、事務費25.0億円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とし、事業費は小規模事業者からの申請に応じた補助金の支払額とします。

補助費用の区分は別添2のとおりとします。

4 応募資格

次の（1）～（6）までの全ての条件を満たす法人格を有する民間団体等とします。

- （1） 日本国において登記された法人であること。
- （2） 本事業の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。
- （3） 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- （4） 本業務を推進する上で国が求める措置を、迅速かつ効率的に実施できる体制を構築できること。
- （5） 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （6） 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。経済産業省所管補助金について、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく処分がなされている場合は、処分に基づく措置が完了していることを当該補助金の交付決定権者が書面によって証明又は通知をしていること。

5 応募の方法について

（1）応募方法

事業の応募に必要なデータ（5.（4））を添付又はダウンロードURLを記載したメールを指定のアドレスに送信していただきます。メール件名は「『被災小規模事業者再建事業』事務局応募」としてください。

（2）公募期間

令和2年2月4日（火）から令和2年2月14日（金）17時必着

(3) 説明会の開催

開催日時：令和2年2月10日（月）14時～15時

場 所：経済産業省別館7階 719会議室

説明会への参加を希望する方は、当日直接会議室にお越し下さい。

(4) 提出書類（様式が指定されているもの以外は様式自由とする。）

① 公募申請書【様式1】

② 事業実施計画書【様式2】

③ 申請書類の確認等の事業実施方法に関する説明書

④ 実施体制及び事業に関する事業部等の組織に関する説明書

⑤ 事務費内訳【様式3】

『被災小規模事業者再建事業』事務局運營業務」を実施するために必要な事務費の全ての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

⑥ 法人の定款及び直近年度の決算報告（又は収支予算）

①から⑥の書類データを経済産業省に対しメールで提出してください。

(5) 受付先

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

被災小規模事業者再建事業 担当

メール：shokibo-koubo@meti.go.jp

(6) 提出方法及び提出に当たっての注意事項

① メールで提出してください。

② 翌営業日までに受領の返信を行いますので（2月14日については18時までに返信します）、連絡がない場合はお問合せください。

③ 提出された応募書類等は、その事由の如何にかかわらず、締め切り後の変更を行うことはできません。

④ 応募資格を満たさない者が提出した応募書類等は、無効とします。

⑤ 虚偽の記載をした応募書類等は、無効とします。

⑥ 応募書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑦ 提出された応募書類等は、経済産業省において、審査以外の目的に提出者に無断で使用しません。審査の結果、事務局候補者として選定された者が提出した申請書類等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

⑧ 応募書類等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の計画を行っている場合は、その履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがあります。

(7) 応募に関する質問の受付

○受付先

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

メール: shokibo-koubo@meti.go.jp

○受付方法

メールにて受け付けます（来訪等による問合せには対応しません）。

○受付期間

公募開始～令和2年2月13日（木）18時まで

6 選定基準について

事務局候補者の選定は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

(1) 「被災小規模事業者再建事業」事務局としての適格性

○法人格の有無

○本事業の類似事業（※）の受託実績

※本事業の類似事業と考える事業は以下のとおりです。なお、受託実績は評価項目の一つであり、必須要件ではありません。

- ・ 間接補助金の交付決定に関する事務局業務
- ・ 経費（旅費、立替払金等）の実費精算処理を年間20,000件以上行う業務
- ・ 専用のコールセンター等を設け、20,000者規模の不特定多数からの問い合わせに対応する業務

○組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等

(2) 事業実施計画

○事業実施計画（スケジュール）の妥当性、効率性

(3) 事業実施方法

○補助金交付の際の申請方法や周知方法、申請書類の妥当性

(4) 事業実施体制と事務費用

- 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施
- 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
- 事務費の金額の妥当性

7 審査の実施

(1) 審査は、有識者から成る外部評価委員会が、提出された応募書類等について審査を行い、業務の目的に最も合致した事務局1者を選定します。

(2) 審査結果は、応募者に遅滞なく通知します。

8 交付決定等

審査の結果、補助事業者として選定されたとしても、交付決定が行われるまでは効力

を生ずるものではありません。

II 「被災小規模事業者再建事業」事務局運営業務の概要

1. 業務の目的

小規模事業者が商工会等の国が指定する支援機関等の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画（補助事業計画）を作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に係る経費の一部を補助することにより、小規模事業者の事業再建を図ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 補助事業要件等

補助対象事業及び本事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付額等は、別添3に定めるほか、(4)により規定される交付規程によるものとします。

(2) 事業の実施期間

事務局業務の実施期限は令和2年3月末までとします。

事務局は、補助金交付決定及び補助金交付申請の状況等に応じて必要があれば、事業実施期間等について、経済産業大臣に指示を仰ぐものとします。また、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、事務局は速やかに経済産業大臣の指示を仰ぐものとします。

(3) 事業の実施体制等

事務局は本事業の円滑な実施のため、以下の事業を行います。

①本事業に関する問い合わせへの対応

小規模事業者に対する補助金（以下、間接補助金という。）の公募要領、申請様式等を掲載するウェブサイト及び問い合わせに対応するためのコールセンターを運営すること。

間接補助金の公募期間中のウェブサイト閲覧数、コールセンター受電数は最大25,000者と想定すること。

※現時点の想定であり、事業の執行中に増減することがあります。

②間接補助金の申請受付業務

申請を受け付け、必要情報が不足なく整備されていることを確認するとともに、別添3の3.(1)の情報をデータに変換する。データは、他の国庫補助金等との重複申請の有無を確認するために、中小企業庁等に提供するものとする。

なお、申請受付は、ウェブフォーム等による電子的・電磁的手段によるものでも良いものとする。

③間接補助金交付先選定のための審査事務

事務局で受け付けた申請情報を、中小企業診断士等の中小企業の経営に関する専

門的な知識を有する外部有識者に送付し、統一的な審査基準のもとに採点評価を依頼する。

採点評価は、1申請あたり3人以上の外部有識者が行うものとする。

全申請の採点評価が完了した後に、以下のいずれかの条件を満たす者2人以上に審査委員を委嘱、事務局側の本事業の責任者も含めた3人以上で構成される審査会を実施し、間接補助金の交付先を選定する。

- 一 中小企業診断士の資格を有する者
- 二 経済又は経営分野に関する博士号を有する者
- 三 認定経営革新等支援機関において中小企業の経営評価に関する業務（与信審査業務を含む）に従事した経験が3年以上ある者

なお、審査の中立性を確保するため、審査委員は間接補助金の申請受付期間中に経営計画作成支援及び採点評価に従事してはならない。

④ 間接補助金交付先決定、交付先事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続

間接補助金の交付先に対する交付決定通知書の送付、交付要綱及び交付規程に基づく事業の進捗状況管理、確定検査及び補助金の支払事務を行う。

なお、確定検査及び補助金の支払事務は以下のフローによって行う。

- i 交付先から、領収書等の経費支出のエビデンスを徴収する。
- ii エビデンスを確認し、補助金のルールに沿った経費の合計額に補助率を乗じて確定額を計算する。
- iii 交付先に確定額を通知し、当該額による補助金請求行為を依頼する。
- iv 交付先からの請求額と確定額に齟齬がないか確認する。
- v 確認が完了した額を交付先が指定した金融機関口座に振り込む。

(4) 交付規程の制定

- ① 事務局は、本事業の実施に際し、間接補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定めるものとします。
- ② 交付規程は以下の事項を記載するものとします。
 - 一 交付対象要件の定義及び補助金の額
 - 二 交付申請及び実績報告
 - 三 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - 四 申請の取下げ
 - 五 計画変更の承認等
 - 六 補助金の支払
 - 七 交付決定の取消し等
 - 八 事務局による調査
 - 九 個人情報保護等に係る対応
 - 十 その他必要な事項

(5) 指導監督等

- ① 経済産業大臣は、事務局による本事業の実施に関し、指導監督を行います。
- ② 事務局は、補助金交付先の決定に当たっては、必要に応じて、申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、経済産業大臣に対して協議するものとします。
- ③ 経済産業大臣は、事務局に対し、補助金交付先の決定に当たって、事前の協議の際に、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとします。
- ④ 事務局は事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等必要に応じ、遅滞なく経済産業大臣に対し報告及び相談を行うものとします。
- ⑤ 経済産業大臣は事務局に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行うことができるものとします。
- ⑥ 事務局は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、経済産業大臣に対し速やかに報告をするものとします。

(6) 事業実施に関して事務局が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

事務局が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、事務局の故意・過失の度合いに応じて、本補助金から支払わないものとすることができることとします。

事務局運営業務に係る費用の区分

区 分	内 容
事業費	機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備処分費、外注費
事務費	人件費、職員旅費、委員等謝金、委員等旅費、資料購入費、会議費、会場借料、設備等借料、設営費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費（資料作成費を含む）、広報費、雑役務費、委託費、外注費、システム設計・運用費、維持費、保険料、車両整備費、申請料、輸送・運搬費、公租公課、保管料、振込手数料

災害型持続化補助金の申請情報等について

1. 間接補助事業の対象者（間接補助事業者）の要件

台風第19号、第20号及び第21号の暴風雨による災害（令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第百四十二号）により指定された激甚災害をいう。）による激甚被害の被災区域14都県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）に所在する小規模事業者

2. 間接補助事業者1者あたりの補助上限額等

補助対象経費となる事業費に補助率（3分の2、一定の要件を満たす場合は定額（※））を乗じた額であって、上限は100万円とする。ただし、宮城県、福島県、栃木県、長野県の対象者は上限を200万円とする。

（例）上限が100万円の場合

補助対象経費となる事業費事業費30万円×3分の2＝補助金額20万円

同上 60万円×3分の2＝補助金額40万円

同上 150万円×3分の2＝補助金額100万円

同上 200万円×3分の2＝補助金額100万円

（※）定額の補助率を適用する者は、宮城県及び福島県に所在する事業者であって、以下の要件をすべて満たす事業者をいう。

（1）東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者

ア 地震・津波等により、施設・設備に直接被害を受けた事業者

イ 直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者

ウ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開又は県内の他地域に避難して事業を再開した事業者

（2）令和元年台風第19号等による被災の影響が出る直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響が出る前年同期の売上高と比較して、20%以上減少している事業者

（3）交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

（4）令和元年台風第19号等により、施設・設備が被災し、その復旧・復興を行おうとする事業者

3. 全申請者が申請様式に記載する情報

（1）企業概要

①名称

- ②法人番号（個人事業主は記載不用）
- ③業種（3 択選択式）
- ④従業員数
- ⑤資本金額（個人事業主は記載不用）
- ⑥設立年月日
- ⑦連絡担当者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス

（2）計画情報

- ①企業概要
- ②被災の状況
- ③取組内容
- ④補助事業の効果
- ⑤経費明細表
- ⑥資金調達の内訳

（3）添付資料等

（共通）

- ①災害に被災したことを証する公的証明の写し等

（法人の場合）

- ①直近1期の貸借対照表及び損益計算書（決算期を一度も迎えていない場合は不要）

（個人事業主の場合）

- ①直近の確定申告書（決算期を一度も迎えていない場合は開業届の控え）

（4）その他

詳細については「令和元年度 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金台風19号、台風20号及び21号型）【公募要領】（例）」を参照のこと。

(様式1)

年 月 日

経済産業大臣 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

代表者

「被災小規模事業者再建事業」事務局公募申請書

標記の件について、「被災小規模事業者再建事業」事務局公募要領に基づき申請します。
なお、本申請の担当者の連絡先は以下のとおりです。

氏名：

所属部署・役職名：

TEL：

E-mail：

事業実施計画書

法人について	
法人名	
所在地	
設立	年 月 日
役員等	※代表者と理事全員（他の肩書きがある場合はそれを含めて記載ください。 国家公務員経験のある方については最終官職名を明示ください。別紙としてリストを添付する形でも結構です。）
法人の目的	
主な活動	
法人の種類	(例：株式会社、一般社団法人)
本事業への応募理由	
被災小規模事業者再建事業事務局運営業務	
被災小規模事業者再建事業の事務局運営業務をどのように行うか。	※Ⅱ「被災小規模事業者再建事業」事務局運営業務の概要-2.(3)の①～⑤の業務の実施に向けた提案を記載ください。
被災小規模事業者再建事業をより効果的・効率的に実施するための工夫	※提案があれば、記載ください。

類似事業の受託実績	※類似事業の受託実績があれば、記載ください。
事務の実施体制と事務費用	
上記の事務を実施するための事務の実施体制・人員	※具体的に予定している者や事務委託先がある場合は、具体名及びその者が適当な理由についても記載してください。
上記の事務を実施するために要する費用の合理性	※内訳については様式3に記載してください。

事務費内訳

必要となる事務費の項目	経費の見積額
合計額	